

## 土地区画整理法 第76条の規定による許可申請について

### 【1】土地区画整理法第76条の規定による許可申請の目的

土地区画整理法第76条の目的は、土地区画整理事業の障害となる建築行為等を防止することにあります。そのため、事業認可の公告日から換地処分の公告日までの間については、「土地の形質の変更」、「建築物その他の工作物の新築・改築・増築」、「重量5トンを超える移動の容易でない物件の設置若しくは堆積」を行おうとする場合には建築確認申請前に当該許可が必要となります。

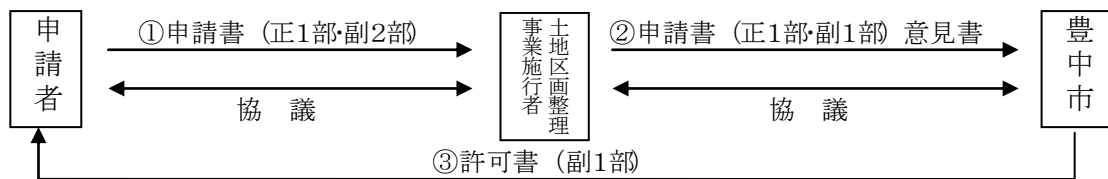
### 【2】対象地域

事業計画認可公告後、換地処分の公告が行われていない土地区画整理事業区域内

- ・豊中市上新田土地区画整理事業（上新田1丁目及び2丁目の各一部）

### 【3】申請の手続きについて

#### ●申請手続きフロー



※当該申請を行う場合はそれぞれの土地区画整理事業施行者と協議の上、各施行者へ申請書を提出してください。

（土地区画整理事業施行者とは、市施行の場合＝豊中市、組合施行の場合＝組合）

### 【4】その他

この許可は、土地区画整理法第76条の規定に基づき、当該行為が土地区画整理事業の施行に支障がないかどうかを審査するもので、他法令に基づく許可・申請（建築基準法による確認申請等）の審査を行うものではありません。

詳しくは、下記までお問い合わせください。

問い合わせ先

豊中市 都市計画推進部 市街地整備課

第二庁舎 5階 TEL 06-6858-2427